

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

(差し替え版)

令和3年(2021年)

目 次

議案第 41 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 42 号	工事請負契約の締結について……………	8
議案第 43 号	不動産の取得について……………	10
議案第 44 号	不動産の取得について……………	13
議案第 45 号	不動産の取得について……………	18
議案第 46 号	不動産の取得について……………	22
議案第 47 号	指定管理者の指定について……………	25
議案第 48 号	指定管理者の指定について……………	26
議案第 49 号	指定管理者の指定について……………	27
議案第 50 号	指定管理者の指定について……………	28
議案第 51 号	指定管理者の指定について……………	29
議案第 52 号	指定管理者の指定について……………	30
議案第 53 号	工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の 制定について……………	31
議案第 54 号	鎌倉市屋外広告物条例の制定について……………	34
議案第 55 号	鎌倉市学校給食費に関する条例の制定について……………	62
議案第 56 号	鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例の制定に ついて……………	65
議案第 57 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	68
議案第 58 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	71
議案第 59 号	鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	74
議案第 60 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	76
議案第 61 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について……………	78
議案第 62 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	80
議案第 63 号	鎌倉市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について……………	84
議案第 64 号	鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	87
議案第 65 号	鎌倉国宝館条例等の一部を改正する条例の制定について……………	93
議案第 66 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 10 号）……………	97

議案第 41 号

市道路線の認定について

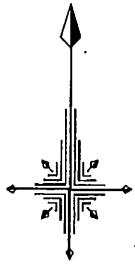
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

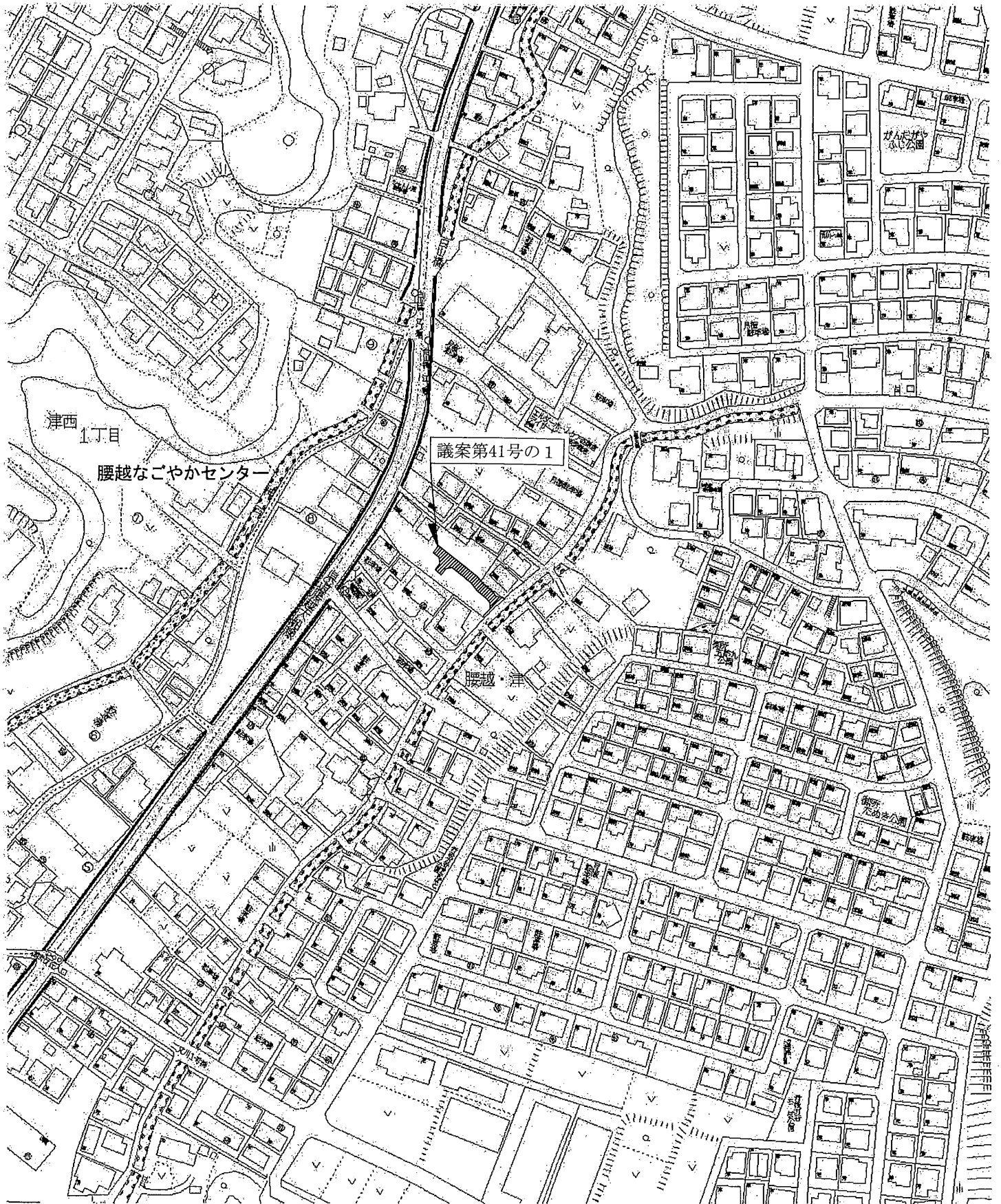
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	腰越字 馬 場	921番4	腰越字 馬 場	919番13	4.50～8.47	40.82	216.57	4



凡例  認定箇所

案内図

図面番号 4





公図写

図面番号 4



議案第 42 号

工事請負契約の締結について

本市は、史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市大町三丁目1425番 外
- 3 契 約 金 額 207,240,000円
- 4 請 負 契 約 者 鎌倉市大町一丁目 4 番15号
鎌倉土建株式会社
代表取締役 菅 尾 成 彦

「参 考」

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事												
工 事 場 所	鎌倉市大町三丁目1425番 外												
請 負 代 金 額				¥	2	0	7	2	4	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	1	8	8	4	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生したときは、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「鎌倉土建株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

令和3年（2021年）11月19日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号
鎌倉土建株式会社
代表取締役 菅尾 成彦 ㊟

議案第 43 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)12月1日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷990番1の一部	山林	564.00m ²	3,645.87m ²

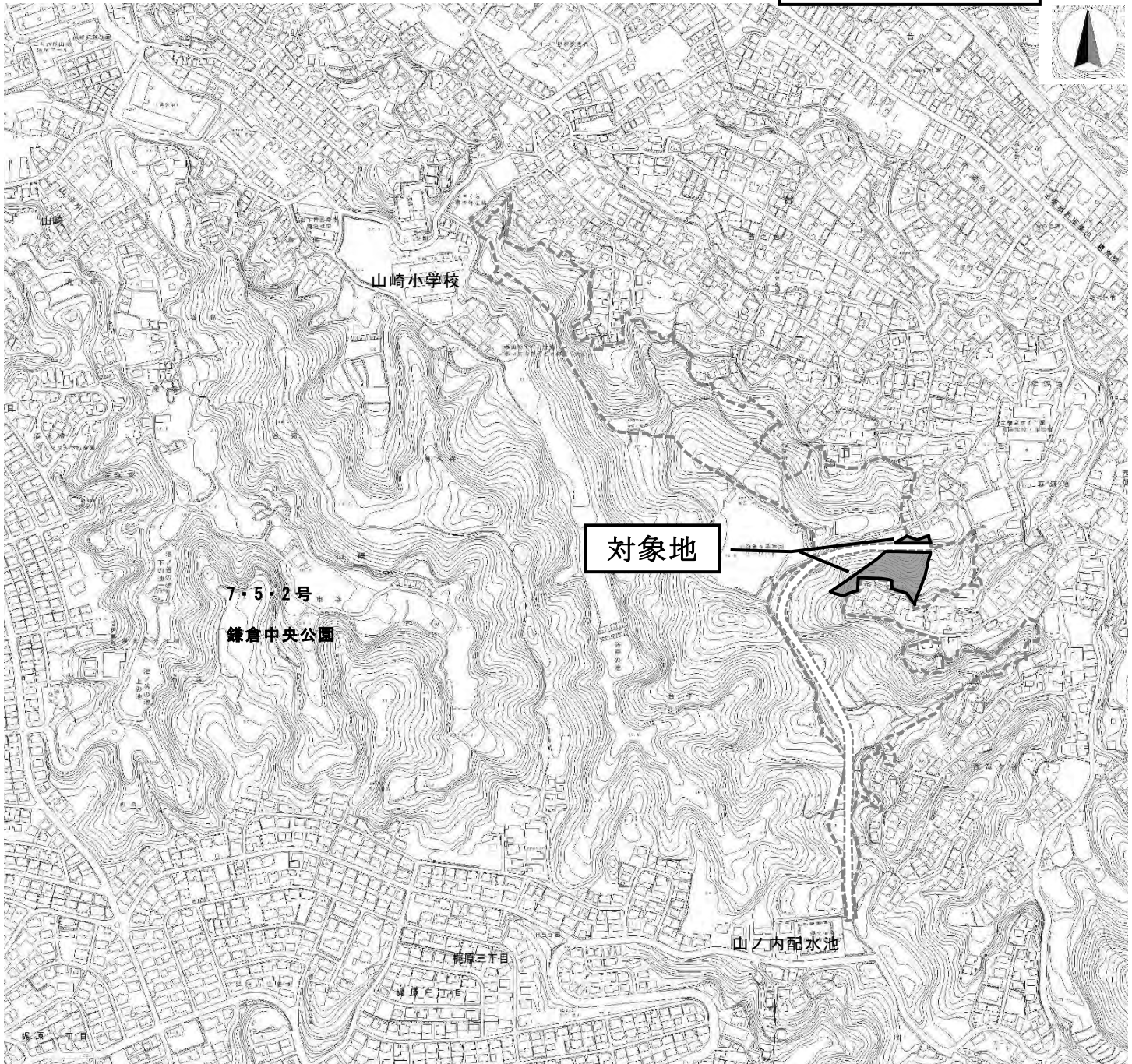
2 取得価格 61,067,283円

3 所有者



議案第 43 号
案内図

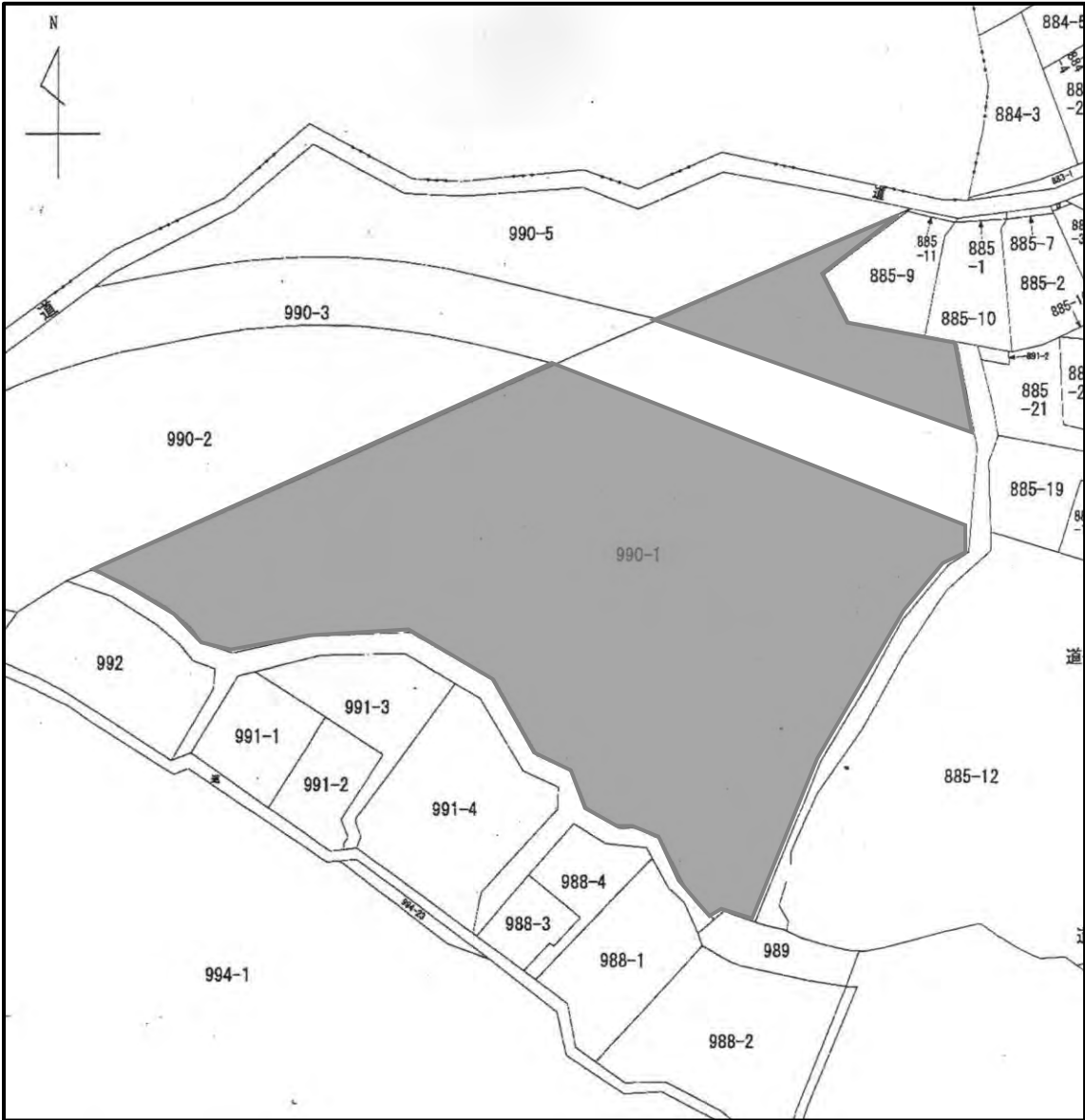
〈山崎・台峯緑地用地〉



凡 例

----- 都市計画決定区域（都市計画緑地）

議案第 43 号
公図



議案第 44 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1788番1 外3筆	山林	2,303.00m ²	2,162.06m ²

(別紙一覧表のとおり)

2 取得価格 35,921,348円

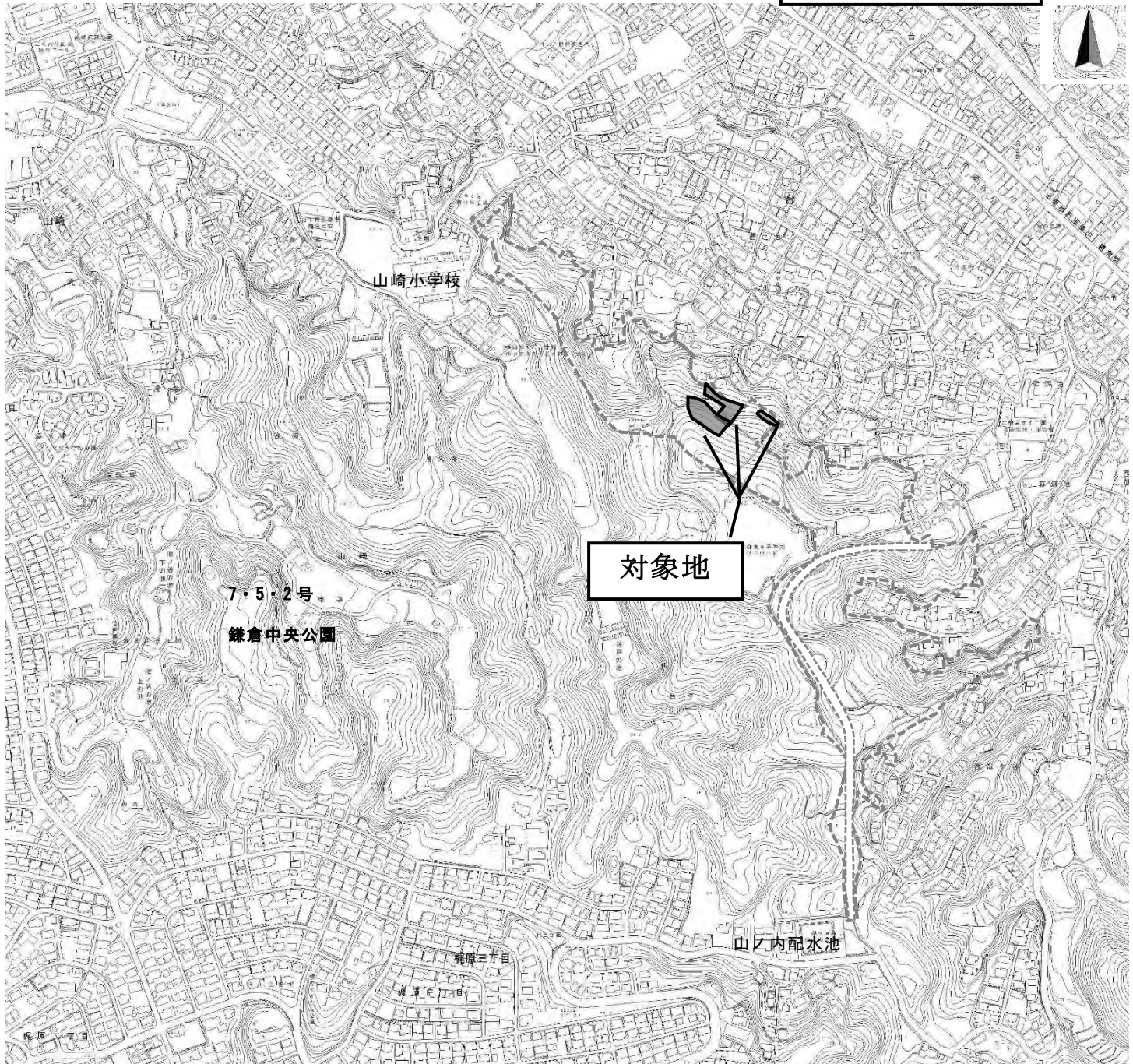
3 所有者 鎌倉市山ノ内570番地3
有限会社ジーエムケー

別紙一覧表

	所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	取得面積 (㎡)
1	鎌倉市台字西ノ台 1788 番 1	山林	1,051	1051.00
2	鎌倉市台字西ノ台 1789 番 イ	山林	588	588.00
3	鎌倉市台字西ノ台 1789 番 口	山林	426	426.00
4	鎌倉市台字西ノ台 1790 番の一部	山林	238	97.06
	合 計		2,303	2,162.06

議案第 44 号
案内図

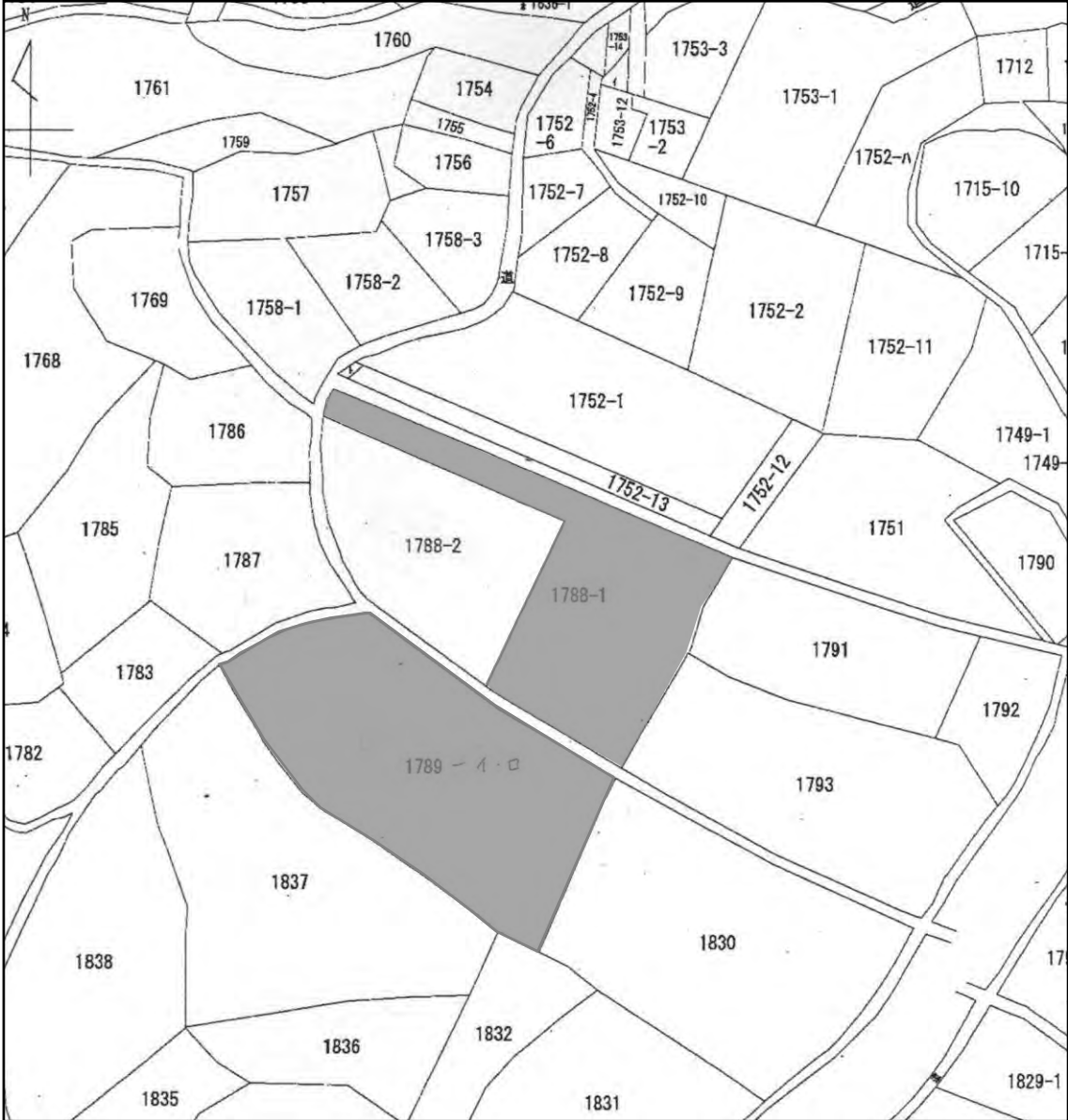
〈山崎・台峯緑地用地〉



凡 例

----- 都市計画決定区域（都市計画緑地）

議案第 44 号
公図①



議案第 45 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)12月1日提出

鎌倉市長 松尾 崇

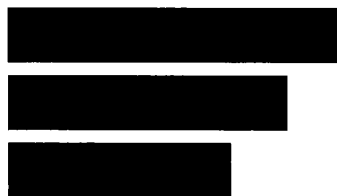
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1813番4 外3筆	山林	219.69㎡	219.69㎡

(別紙一覧表のとおり)

2 取得価格 3,515,040円

3 所有者

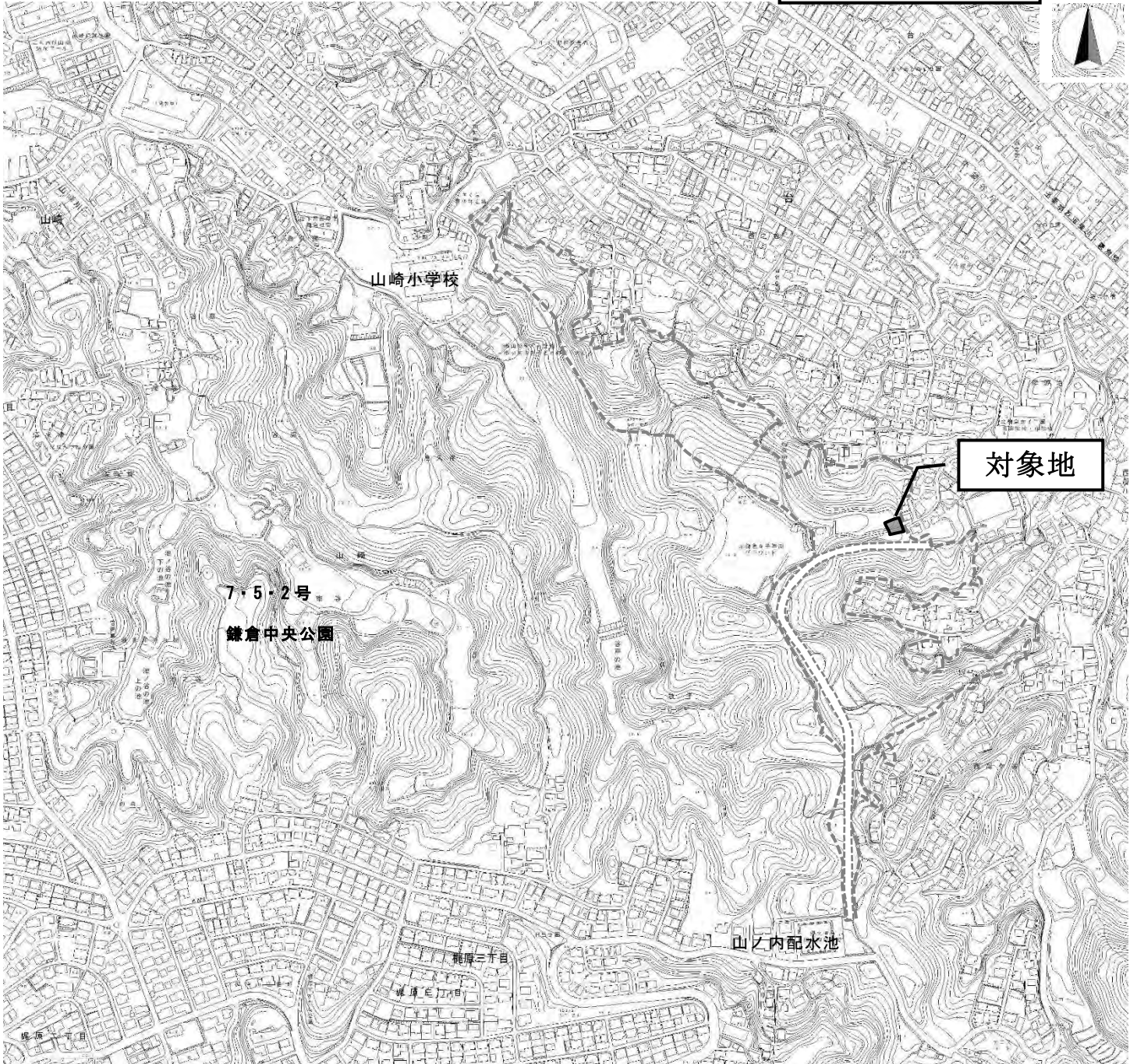


別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	取得面積 (㎡)
1	鎌倉市台字西ノ台 1813 番 4	山林	3.69	3.69
2	鎌倉市台字西ノ台 1813 番 5	山林	17	17.00
3	鎌倉市台字西ノ台 1815 番 11	山林	171	171.00
4	鎌倉市台字西ノ台 1815 番 12	山林	28	28.00
	合 計		219.69	219.69

〈山崎・台峯緑地用地〉

議案第 45 号
案内図



凡 例

----- 都市計画決定区域（都市計画緑地）

議案第 46 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和3年(2021年)12月1日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市台字西ノ台1857番	山林	99.00m ²	99.00m ²

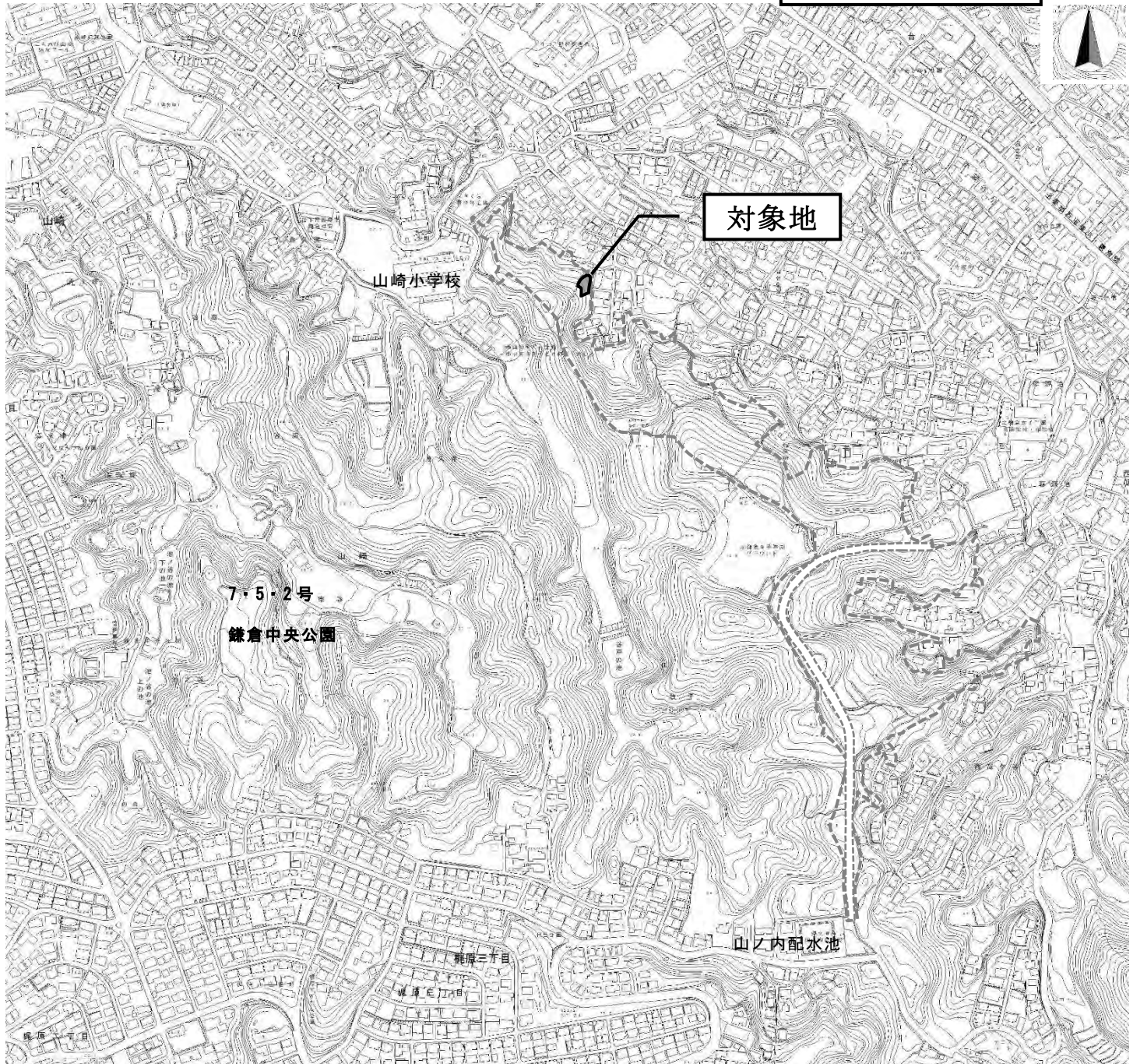
2 取得価格 1,712,700円

3 所有者



議案第 46 号
案内図

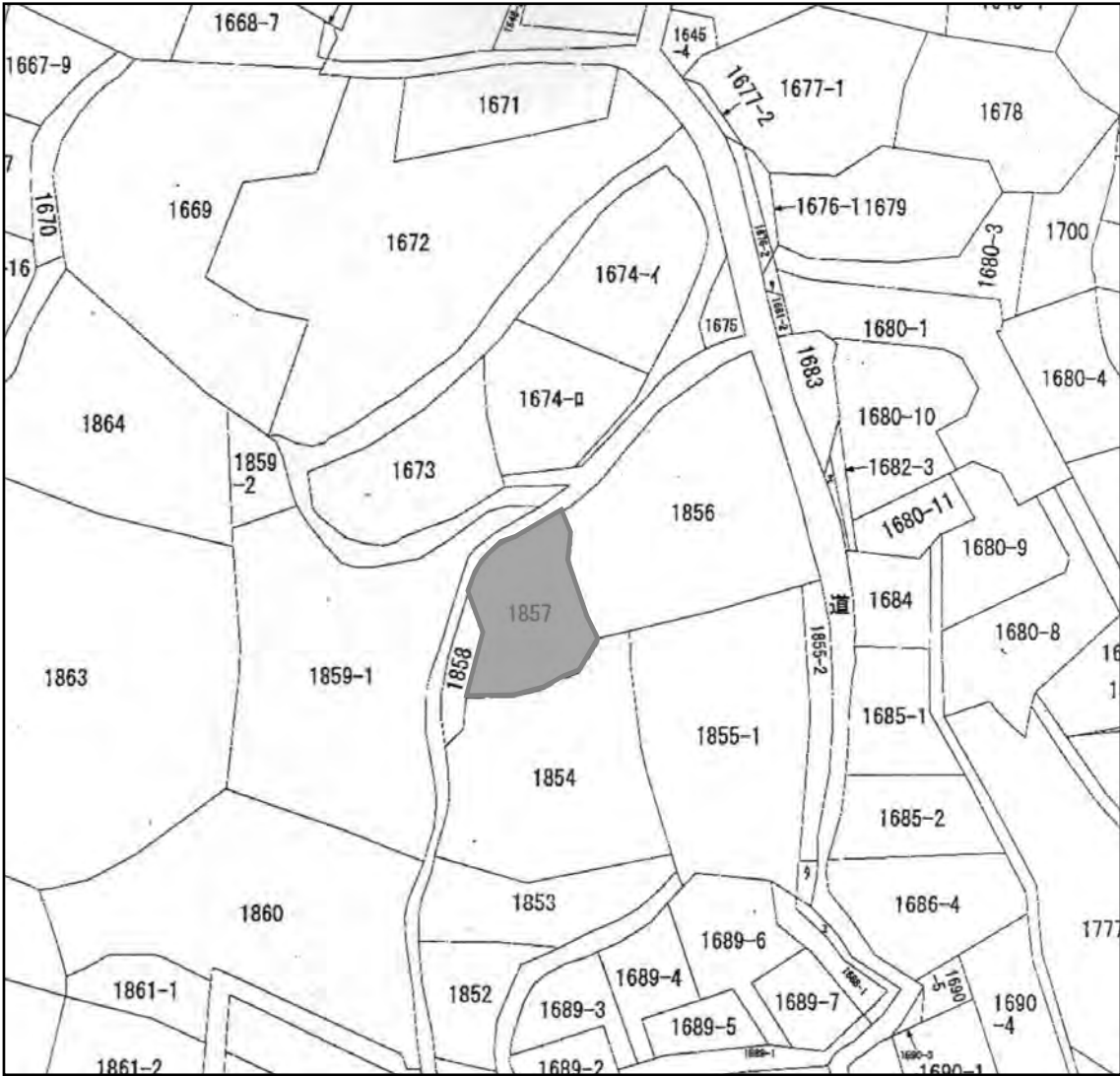
〈山崎・台峯緑地用地〉



凡 例

----- 都市計画決定区域（都市計画緑地）

議案第 46 号
公図



議案第 47 号

指定管理者の指定について

鎌倉市芸術館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉芸術館

2 指定管理者となる団体

鎌倉市長谷一丁目 5 番 3 号

鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体

代表団体 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団

理事長 森 田 晃 輔

3 指定の期間

令和 4 年（2022年）4 月 1 日から令和 9 年（2027年）3 月 31 日

まで

議案第 48 号

指定管理者の指定について

鎌倉市市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市民活動センター

大船市民活動センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越五丁目16番12号

特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター運営会議

理事長 石川 勝己

3 指定の期間

令和 4 年（2022年）4月 1 日から令和 7 年（2025年）3月 31日

まで

議案第 49 号

指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉子育て支援センター

深沢子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 4 年（2022年）4月 1 日から令和 9 年（2027年）3月 31日
まで

議案第 50 号

指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

玉縄子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市玉縄二丁目525番地 1 - 310号

NPO法人ほっとスペースたまりば

理事長 石坂 尚代

3 指定の期間

令和 4 年（2022年）4月 1 日から令和 9 年（2027年）3月 31日

まで

議案第 51 号

指定管理者の指定について

大船子育て支援センター及び鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

大船子育て支援センター

放課後子どもひろばおさか・鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 4 年（2022年）4月 1 日から令和 9 年（2027年）3月 31日
まで

指定管理者の指定について

大船駅西口交通広場自転車等駐車場及び鎌倉駅西口暫定自転車駐車場 2 施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

大船駅西口交通広場自転車等駐車場

鎌倉駅西口暫定自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号

CYCLE PARK 鎌倉共同企業体

共同企業代表者

東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号

公益財団法人 自転車駐車場整備センター

理事長 石井 喜三郎

3 指定の期間

令和 4 年（2022年）4 月 1 日から令和 9 年（2027年）3 月 31 日

まで

議案第 53 号

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく
準則を定める条例の制定について

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を
次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

平成 29 年に廃止された神奈川県準則条例の経過措置期間が終了
することに伴い、現行の基準を基に市の基準を定めるものである。

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域の区分並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域の区分は次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は同表の中欄及び右欄に掲げる割合以上とする。

区域の区分	緑地	環境施設
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域（以下「第1種区域」という。）	100分の25	100分の30
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「第2種区域」という。）	100分の15	100分の20

(敷地が2以上の区域にわたる場合)

第4条 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地が第1種区域、第2種区域又はこれら以外の区域（以下「その他の区域」という。）のうち、2以上の区域にわたる場合における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、第1種区域及び第2種区域にあっては前条の表に掲げる割合に、その他の区域にあっては法準則に規定する割合の下限に、当該敷地に占めるそれぞれの区域の面積の割合（以下「敷地割合」という。）を乗じて得た割合を合算した割合以上とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1種区域において、平成13年3月31日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている工場等における施行日以後の生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。次項において同じ。）が行われるとき（第4条に規定する場合において、敷地割合を比較して第1種区域の敷地割合が最も高いときを含み、第2種区域又はその他の区域の敷地割合が最も高いときを除く。）の第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、同条の規定にかかわらず、法準則備考1の二、備考1の三、備考3の一及び備考3の二の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは「0.25」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは「0.3」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは「0.25」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは「0.3」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第2種区域において、昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている工場等における施行日以後の生産施設の面積の変更が行われるとき（第4条に規定する場合において、敷地割合を比較して第2種区域の敷地割合が最も高いときを含み、第1種区域又はその他の区域の敷地割合が最も高いときを除く。）の第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、同条の規定にかかわらず、法準則備考1の二、備考1の三、備考3の一及び備考3の二の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは「0.15」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは「0.2」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは「0.15」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは「0.2」とそれぞれ読み替えるものとする。

議案第 54 号

鎌倉市屋外広告物条例の制定について

鎌倉市屋外広告物条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

良好な景観の形成等を目的とし、屋外広告物等の表示又は設置に係る基準等を定めるものである。

鎌倉市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 広告物等の制限（第4条—第14条）
- 第3章 広告物等の管理（第15条—第20条）
- 第4章 監督（第21条—第32条）
- 第5章 広告景観形成の推進（第33条—第38条）
- 第6章 雑則（第39条—第46条）
- 第7章 罰則（第47条—第51条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。以下これらを「広告物等」という。）の規制に関する事項その他の景観の形成に必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第2条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 広告物等の制限

（許可）

第4条 本市の区域内に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る広告物等が次条、第6条及び第7条（第9条第3項に規定する広告物等にあつては第6条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器を除く。）に限る。）及び第7条、第9条第4項に規定する広告物等にあつては第6条（第1項第

5号（公衆便所に限る。）を除く。）及び第7条）の規定に違反せず、かつ、第8条及び第10条に規定する基準に適合する場合に限り、第1項の許可をすることができる。

（禁止地域等）

第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、電車又は自動車等に表示する広告物にあっては、この限りでない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び周囲で市長が指定する地域
- (2) 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
- (3) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (4) 鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）第11条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び同条例第41条第1項の規定により指定された地域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により保安林として指定された森林のある地域
- (6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- (7) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
- (8) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (9) 鎌倉市風致地区条例（平成25年12月条例第22号）第6条第1項に規定する第1種風致地区
- (10) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (11) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域及び下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号ロに規定する公共下水道の敷地又は排水施設

- (13) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の規定により指定された公共海岸
- (14) 道路及び鉄道の路線用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する範囲内にある地域
- (15) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により定めた鎌倉市景観計画（以下「景観計画」という。）において眺望点として選定した場所からの眺望景観を保全し、又は創出するため特に必要があると認めて市長が指定する区域

（禁止物件）

第6条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう（ガード類を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 信号機、道路標識、道路反射鏡、里程標並びに防護柵及び駒止
 - (4) 消火栓、火災報知機、指定消防水利の標識及び防火水槽の標識
 - (5) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
 - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (7) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類する物件
 - (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
 - (9) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (10) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により指定された歴史的風致形成建造物
- 2 石垣、擁壁その他これらに類する物件に広告物を直接表示してはならない。
- 3 次に掲げる物件には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 電柱、街灯柱その他これらに類する物件
 - (2) 消火栓の標識
 - (3) バスの停留所の上屋
 - (4) 植樹帯及びベンチ
- 4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（禁止広告物等）

第7条 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- 2 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。
- (1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等
 - (2) 構造又は設置の方法が危険な広告物等
 - (3) 風圧、地震の発生その他の事由による振動又は衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等
 - (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがある広告物等その他の道路の安全を阻害するおそれがある広告物等
(広告物等の表示又は設置の方法等の基準等)

第8条 広告物等の表示又は設置に係る基準は、別表第1に定める地域種別に応じ、それぞれ別表第2に定めるところによる。

2 市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画が定められている区域において、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画に定められた広告物等に関する事項が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するものであると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該事項を当該区域に係る同項に規定する基準とすることができる。

3 市長は、第33条第1項の規定により広告景観形成方針を定めた区域において、当該方針に定められた事項が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するものであると認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該事項を当該区域に係る同項に規定する基準とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、広告物等は、次に掲げる事項又は基準に適合するものとする。

- (1) 景観計画に定められた景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項
- (2) 景観計画に定められた特定地区の区域における良好な景観形成のための方針及び景観形成基準
(適用除外)

第9条 次に掲げる広告物等（第7号に掲げる広告物を除く。）については第4条から第6条まで、前条及び次条の規定は、第7号に掲げる広告物については第4条、第6条、前条及び次条の規定は、それぞれ適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又

- は設置する広告物等
- (4) 工事現場の板塀、仮囲い及び飛散を防止するためのシートその他これに類するものに表示する広告物で、周囲の景観に調和するもので規則で定めるもの
 - (5) 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
 - (7) 電車又は自動車等に表示する広告物で規則で定めるもの
 - (8) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
 - (9) 自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 自己の店舗、営業所若しくは事業所（以下「店舗等」という。）又はこれらの敷地内に自己の店舗等の所在地、自己の名称、屋号、商標、営業の内容等を表示し、又は設置する広告物等のうち、海水浴場が設置されている期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の当該海水浴場を利用する者の利便に専ら供される施設に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (11) 駐車場の敷地内において車両の進路等を案内するため、路面等に表示するもの
- 2 次に掲げる広告物等（前項に規定する広告物等を除く。）については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。
- (1) 自己の店舗等又はその敷地内に自己の店舗等の所在地、自己の名称、屋号、商標、営業の内容等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）
- 3 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入の全部又は一部を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用に充てるものについては、第5条及び第6条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器を除く。）を除く。）の規定は、適用しない。
- 4 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広

告物等であって、その広告料収入の全部を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、第5条及び第6条第1項第5号（公衆便所に限る。）の規定は、適用しない。

5 次に掲げる広告物等（第1項及び第2項に規定する広告物等を除く。）については、第4条の規定は適用しない。

(1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が表示する広告物等で公益上必要と認められるもの

（特定区域）

第10条 別表第3に掲げる古都鎌倉特定区域（以下「古都鎌倉特定区域」という。）に表示し、又は設置する広告物等は、第8条に規定する基準に加え、同表に規定する基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の安全性又は利便性の向上のために必要なもので、かつ、公共性が高いものとして、市長が認めるものについては、この限りでない。

（許可の特例）

第11条 市長は、広告物等が良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第4条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第12条 市長は、第4条第1項の許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 許可期間は、3年を超えることができない。

3 許可期間満了後、更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、許可期間満了の30日前までに規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。

4 第4条第3項、前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の許可に準用する。

（変更等の許可）

第13条 第4条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る広告物の表示内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなけ

ればならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 第4条第3項、第11条並びに前条第1項及び第2項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等の一部に、許可を受けた旨の表示を貼付しなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

第3章 広告物等の管理

(管理義務)

第15条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下「設置者等」という。）は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第16条 設置者等は、広告物等について、規則で定めるところにより、次条第2項に規定する規則で定める資格を有する者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可又は許可期間の更新の申請をする者（第4条第2項の規定による許可の申請をする者にあつては、現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合に限る。）は、規則で定めるところにより前項に規定する点検の結果を市長に提出しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第17条 規則で定める基準に該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない。

2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、規則で定める資格を有する者でなければならない。

3 第1項の規則で定める基準に該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、同項の規定により特定屋外広告物安全管理者を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(設置者等の変更の届出)

第18条 この条例の規定により許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは当該許可の申請に当たり当該広告物等の管理者とした者又は

前条第1項の特定屋外広告物安全管理者(次項において「表示者等」という。)に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 表示者等は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(除却義務)

第19条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、許可期間が満了したとき、又は第22条の規定により許可が取り消されたときは、その日から10日以内にこれを除却しなければならない。

- 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、広告物等の表示又は設置が必要でなくなったときは、速やかにこれを除却しなければならない。

(除却等の届出)

第20条 この条例の規定により許可を受けた広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を除却したとき又は当該広告物等が滅失したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 監督

(指導等)

第21条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第12条第1項(同条第4項又は第13条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により付された条件(以下「許可条件」という。)に違反した設置者等に対し、違反を是正し、又は状態を改善するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(許可の取消し)

第22条 市長は、この条例の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可条件に違反したとき。
- (2) 第13条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第23条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は許可条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対し、その表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、

その除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合には、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(公表等)

第24条 市長は、第21条の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告又は命令を受けた者に対し、規則で定めるところにより、意見陳述の機会を与えるものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定による命令を神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）第24条の規定による登録を受けた者に対してした場合は、その者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を神奈川県知事に通知する。

(違反の表示)

第25条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する広告物等に、その広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

- 2 前項の規定による表示の規格は、規則で定める。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第26条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 次条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間（法第7条第4項の規定により除却された広告物にあつては、2日間）掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に掲げる広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（次項及び第31条第1項において「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則で定める方法により周知すること。
- 2 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件

一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを所有者等その他利害関係を有する者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第27条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却し、又は除却させた日時
- (3) 広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため、市長が必要と認める事項

(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項に規定する広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第29条 法第8条第3項に規定する保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 法第8条第3項第1号の期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の期間 2週間

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第31条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等(同条第3項の規定により売却した代金(同条第5項の規定により当該代金を売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該代金からその充てた額を控除するものとする。)を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示等の方法によって、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(報告及び立入検査)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 広告景観形成の推進

(広告景観形成地区)

第33条 市長は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため特に必要があると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における良好な広告物等の設置を促進するための方針（以下「広告景観形成方針」という。）を定めるものとする。

3 広告景観形成方針は、景観計画に即したものとしなければならない。

4 広告景観形成方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物等の表示又は設置に関する基本目標及び方針

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

5 市長は、広告景観形成方針を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る広告景観形成地区内に住所を有する者及び当該広告景観形成地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者のうち意見を有するものは、縦覧に供された広告景観形成方針の案について、当該公告の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。

(広告景観形成方針の遵守等)

第34条 広告景観形成地区において、広告物等（第11条の規定による許可を得たものを除く。）を表示し、又は設置しようとする者（広告物等を変更し、又は改造しようとする者を含む。）は、第8条及び第10条の基準によるほか、当該広告物等が広告景観形成方針に適合するよう努めなければならない。ただし、市民の安全性又は利便性の向上のために必要なもので、かつ公共性が高

いものとして、市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 広告景観形成地区において、第9条第2項に規定する広告物等を表示し、又は設置しようとする者（広告物等を変更し、又は改造しようとする者を含む。）は、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める広告物等は、この限りでない。
- 3 市長は、広告景観形成方針の内容に照らし、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、広告景観形成地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対し、鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第33条第1項に規定する景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の派遣等技術的支援に努めるとともに、広告景観形成方針に基づき必要な指導又は助言をすることができる。

（広告協定）

第35条 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該区域において良好な景観を形成するため、広告物等に関する協定（以下「広告協定」という。）を締結し、当該広告協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 一の建築物に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合においては、当該建築物の所有者又はこれを使用する権利を有する者（以下「建築物所有者等」という。）は、良好な景観を形成するため、当該建築物における広告協定を締結し、当該広告協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

3 広告協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告協定の対象となる区域又は建築物
- (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
- (3) 広告協定の有効期間
- (4) 広告協定に違反した場合の措置
- (5) その他広告協定の実施に関し必要な事項

4 第1項又は第2項の認定を受けた広告協定を変更しようとする場合においては、当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

5 市長は、第1項又は第2項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る広告協定が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 広告協定の対象となる区域内の土地、建築物及び工作物又は広告協定の

対象となる建築物の利用を不当に制限するものでないこと。

(2) 良好な景観の形成に資するものであること。

(3) 規則で定める基準に適合するものであること。

6 広告協定の対象となる区域内の土地所有者等で当該広告協定を締結していない者、又は広告協定の対象となる建築物に広告物等を表示し、若しくは設置する建築物所有者等で当該広告協定を締結していない者は、当該広告協定が第1項、第2項又は第4項の規定による認定を受けた後いつでも、市長に対し書面でその意思を表示することによって、当該広告協定に加わることができる。

7 第1項、第2項又は第4項の規定による認定を受けた広告協定を廃止しようとする場合においては、当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

8 市長は、第1項、第2項、第4項又は前項の規定による認定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(支援及び助言等)

第36条 市長は、前条第1項、第2項又は第4項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等に対し、技術的支援等を行うとともに、良好な景観を形成するために必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

(市民等の協力等)

第37条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し協力を求めることができる。

2 市民及び事業者は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市長に提案又は協力の申出をすることができる。

(啓発等)

第38条 市長は、良好な広告景観の形成を図るため、技術的支援に努めるとともに、優良な広告物の表彰等による啓発活動の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(処分、手続等の効力の承継)

第39条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他

の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(景観審議会への諮問)

第40条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、鎌倉市都市景観条例第5条第1項に規定する鎌倉市景観審議会（以下「景観審議会」という。）に諮問し、意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条第1号、第14号及び第15号並びに第33条第1項の規定により市長が地域等を指定し、又はこれらの指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 別表第1、別表第2及び別表第3を改正しようとするとき。
- (3) 第9条第3項若しくは第4項の規定を適用し、第4条第1項の許可をしようとするとき、又は第11条の規定により許可をしようとするとき。
- (4) 第9条第1項第2号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第10号、同条第2項第1号及び第2号、同条第4項並びに同条第5項第1号に規定する規則で定める広告物等、基準又は施設若しくは物件を定め、又は変更しようとするとき。
- (5) 広告景観形成方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (6) 第35条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。

(意見聴取)

第41条 市長は、この条例の規定に基づく処分その他の行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、景観審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定に該当する場合のほか必要があると認めるときは、市長は、広告物等に関する事項について景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(告示)

第42条 市長は、第5条第1号、第14号及び第15号並びに第33条第1項の規定による指定を行い、又はこれらの指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第43条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を納めなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特別な理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除

することができる。

(違反屋外広告物除却協力員)

第44条 市長は、地域と行政が一体となり、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は許可条件に違反した屋外広告物（以下「違反屋外広告物」という。）がない環境づくり、まちづくりを推進するため、別に定めるところにより鎌倉市違反屋外広告物除却協力員を置き、法第7条第4項の規定により広告物等を除却させることができる。

(適用上の注意)

第45条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して許可を受けずに広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第5条又は第6条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (3) 第13条第1項の規定に違反して、広告物の表示内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第19条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (5) 第23条第1項の規定による命令に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (2) 第32条第1項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (3) 第32条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第49条 第14条に規定する許可を受けた旨の表示を貼付しない者は、10万円以下の罰金に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第51条 設置者等が、故意に、第25条第1項の規定による表示を、市長又は

その命じた者若しくは委任した者の承諾を得ず剥がしたときは、2,000 円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第40条及び第41条の規定は公布の日から、第24条及び第51条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等で、施行日において第5条又は第6条の規定により表示し、又は設置することができないこととなるもの（第9条第1項及び第2項の規定により第5条及び第6条の規定を、第9条第3項の規定により第5条及び第6条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器を除く。）を除く。）の規定を、第9条第4項の規定により第5条及び第6条第1項第5号（公衆便所に限る。）の規定を、適用しないこととされるものを除く。）については、施行日から10年間（施行日以後に当該広告物等に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、当該変更を加え、又は改造し、若しくは移転する日の前日までの間）は、第5条及び第6条の規定を適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等で、施行日において第8条及び第10条に規定する基準又は事項に適合しないもの（第9条第1項の規定により第8条及び第10条の規定を適用しないこととされるものを除く。）については、施行日から10年間（施行日以後に当該広告物等に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、当該変更を加え、又は改造し、若しくは移転する日の前日までの間）は、第8条及び第10条の規定を適用しない。
- 5 第43条の規定は、施行日以後に第4条第2項、第12条第3項又は第13条第1項の規定により行われた申請について適用し、第2項の規定により当該申請とみなされる申請については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

- 6 この条例は、その運用状況、効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例の施行後5年以内に必要な見直しを行うも

のとする。

(手数料条例の一部改正)

- 7 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第122項を削る。

(都市景観条例の一部改正)

- 8 鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「の景観誘導」を「と景観の調和」に、「第23条—第28条」を「第23条」に改める。

「第5節 広告物等の景観誘導」を「第5節 広告物等と景観の調和」に改める。

第24条から第28条までを次のように改める。

第24条から第28条まで 削除

第36条中「、景観形成地区及び誘導地区」を「及び景観形成地区」に改め、「、誘導地区にあつては誘導方針が定められているもの」を削る。

第38条第4号中「又は第28条」を削る。

第39条第1項第1号中「、第26条」を削り、同項第3号中「又は第28条」を削る。

別表第1（第8条）

地域種別	該当地域
第1種地域	1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区（以下「風致地区」という。）及び首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（以下「近郊緑地保全区域」という。）（用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域を除く。） 2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域 3 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
第2種地域	1 風致地区及び近郊緑地保全区域（用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域に限る。） 2 用途地域のうち第二種中高層住居専用地域 3 用途地域のうち第一種住居地域（第1項及び第4種地域に該当する地域を除く。） 4 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域（風致地区を除く。）
第3種地域	1 用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域（第4種

	地域に該当する地域を除く。)
第4種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 用途地域のうち準住居地域 2 用途地域のうち第二種住居地域（第2種地域に該当する地域を除く。） 3 一般国道(道路法(昭和27年法律第180号)第5条第1項の規定による一般国道をいう。)及び県道(同法第7条第1項の規定による県道をいう。)の両外側30メートル以内である用途地域のうち第一種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
第5種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域

別表第2(第8条、第10条)

1 建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等

広告物等の種類		地域種別	基準
建築物の壁面を利用するもの	はり紙等	全ての地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1枚につき1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法により表示すること。
	壁面に直接表示し、又は設置するもの	第1種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の壁面につき5平方メートル以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。 2 地上から広告物等の上端までの高さは5メートル以下とすること。ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ又はシンボルマークその他これに類するものうち一つの立体的に加工した文字等(以下「建築物名称等の切り文字等」という。)を壁面に直接取り付けることによって表示する場合(明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しない場合に限る。)は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 電光的に発光することにより常時表示する内容を変化させることができる装置(LEDディスプレイ、可変式LED照明を使用する広告等を含む。以下「電光表示装置等」という。)を設置しないこと。 5 懸垂昇降装置のある広告幕を表示し、又は設置しないこと。
		第2種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の壁面につき10平方メートル以内又は当該壁面の面積の20分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。ただし、表示面積の合計が10平方メートルを超える場合は、建築物の上部から突出する広告塔又は広告板を設置しないこと。 2 地上から広告物等の上端までの高さは5メートル以下とすること。ただし、建築物名称等の切り文字等を壁面に直接取り付けることによって表示する場合(明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しない場合に限る。)は、この限りでない。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 壁面からはみ出さないこと。 4 電光表示装置等を設置しないこと。 5 懸垂昇降装置のある広告幕を表示し、又は設置しないこと。
		第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の壁面につき20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。 2 地上から広告物等の上端までの高さは10メートル以下とすること。ただし、建築物名称等の切り文字等を壁面に直接取り付けることによって表示する場合又は懸垂昇降装置のある広告幕を設置する場合（明るすぎる照度を有するLED照明等を含まないものに限る。）は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること。
		第4種地域 第5種地域	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の壁面につき30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。 2 地上から広告物等の上端までの高さは10メートル以下とすること。ただし、建築物名称等の切り文字等を壁面に直接取り付けることによって表示する場合又は懸垂昇降装置のある広告幕を設置する場合（明るすぎる照度を有するLED照明等を含まないものに限る。）は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること。
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	全ての地域	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示し、又は設置する壁面の上端を超えないこと。 2 建築物の壁面から1.2メートルを超えて突出しないこと。 3 道路上に突出する部分は、次に掲げる基準に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 路端から1メートルを超えて突出しないこと。 (2) 地上から広告物等の下端までの高さは、3メートル以上とし、車道上にあっては4.7メートル以上とすること。 4 電光表示装置等を設置しないこと。ただし、時間貸し駐車場の満空表示で、必要最小限の規模のものであって、市長が別に定める基準に適合するものは、この限りでない。
		第1種地域 第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の建築物につき17平方メートル以内とすること。 2 表示し、又は設置する広告物等の上端は、地上から10メートル以下とすること。
		第3種地域 第4種地域	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の建築物につき30平方メートル以内とすること。 2 表示し、又は設置する広告物等の上端は、地上から15

	域	メートル以下とすること。
	第5種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき50平方メートル以内とすること。 2 表示し、又は設置する広告物等の上端は、地上から15メートル以下とすること。
建築物の上部から突出するもの	全ての地域（第1種地域を除く。）	1 広告物等の形状については、縦の長さを横の長さで除して得た数を1以下とすること。 2 建築物から横にはみ出さないこと。 3 屋上の物見塔、装飾塔その他これに類するものには、表示し、又は設置しないこと。 4 電光表示装置等を設置しないこと。 5 点滅又は動光を伴わないものであること。
	第1種地域	1 表示し、又は設置しないこと。
	第2種地域	1 表示面積（建築物の上部から突出する広告塔にあつては、最大断面積をいう。以下この表において同じ。）の合計は、一の建築物につき5平方メートル以内とすること。 2 広告物等の高さは、建築物の最高部を超えないこと。
	第3種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき30平方メートル以内とすること。 2 建築物の上端から広告物等の上端までの高さは、3メートル以下とし、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下とすること。
	第4種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき50平方メートル以内とすること。 2 建築物の上端から広告物等の上端までの高さは、5メートル以下とし、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下とすること。
	第5種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき70平方メートル以内とすること。 2 建築物の上端から広告物等の上端までの高さは、7メートル以下とし、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下とすること。
広告塔又は広告板	全ての地域	1 道路上に突出しないこと。（第1種地域に限る。） 2 道路上に突出する部分は、次に掲げる基準に適合すること。（第1種地域を除く。） (1) 路端から1メートルを超えて突出しないこと。 (2) 地上から広告塔又は広告板の下端までの高さは、3メートル以上とし、車道上にあつては4.7メートル以上とすること。 3 第1種地域及び第2種地域においては、広告塔又は広告板に電光表示装置等を設置しないこと。ただし、時間貸し駐車場の満空表示等、地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告塔又は広告板で、必要最小限の規模のものにあつ

		<p>ては、この限りでない。</p> <p>4 広告塔又は広告板に電光表示装置等を設置する場合は市長が別に定める基準によることとし、第1種地域の項から第4種地域第5種地域の項までの基準は、適用しない。</p>
	第1種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、3メートル以下とすること。</p>
	第2種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること。</p>
	第3種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき20平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、10メートル以下とすること。</p>
	第4種地域 第5種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき30平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、10メートル以下とすること。</p>
広告塔又は広告板に類するもの	全ての地域	<p>1 アーケードに表示し、又は設置するものは次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 地上からアーケードの下端までの高さは3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 表示面積は、0.5平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 同一の商店街においては、位置、形状及び規模を統一すること。</p> <p>(4) 電光表示装置等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>2 道路を横断して設置するものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 地上から道路を横断する広告物等の下端までの高さは、4.7メートル以上とすること。</p> <p>(2) 特定の商品名又は商店名を表示しないこと。</p> <p>(3) 電光表示装置等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨若しくは雪が降り、又は風速5メートル毎秒以上の風が吹く環境においては、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示面積は、一の立看板につき2.5平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 地上から立看板の上端までの高さは、3メートル以下とすること。</p> <p>(3) 一の敷地につき表示面積の合計は、第1種地域にあっては3平方メートル以内、その他の地域にあっては</p>

		<p>5平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 第1種地域及び第2種地域においては、電光表示装置等は設置しないこと。その他の地域において電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること。</p>
広告旗	全ての地域	<p>1 表示面積は、一の広告旗につき2.5平方メートル（片面につき1.25平方メートル）以内とすること。</p> <p>2 地上から広告旗の上端までの高さは、3メートル以下とすること。</p>
	第1種地域 第2種地域	<p>1 複数の広告旗を表示し、又は設置する場合において、一の敷地につき立て看板を含む表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p>
	第3種地域 第4種地域 第5種地域	<p>1 道路の路肩から5メートル以内の場所に複数の広告旗を表示し、又は設置する場合は、相互の距離を5メートル以上とすること。</p>
特定案内誘導広告物		<p>1 第1種及び第2種地域においては表示面積1平方メートル以内かつ広告物の上端の地上からの高さ3メートル以内、古都鎌倉特定区域（第1種及び第2種地域を除く。）においては表示面積1平方メートル以内（集合案内広告物の場合は5平方メートル以内）かつ広告物の上端の地上からの高さ5メートル以内とすること。</p> <p>2 表示事項は、店舗等の名称、方向、距離その他の案内誘導のために必要な最小限度の事項であること。</p> <p>3 道路上に突出しないものであること。</p> <p>4 内部照明又はネオン管を用いないものであり、かつ、点滅又は動光を伴わないものであること。</p> <p>5 一の掲出物に複数の表示内容を掲出する場合は、原則として、5つ以内であること。</p> <p>6 同一店舗等の広告物の相互距離は500メートル以上（集合看板の場合は300メートル以上）であること。</p>

備考

- 1 この表、2の表及び別表第3において、自己用広告物とは、第9条第1項第9号及び第10号並びに同条第2項第1号及び第2号の広告物等をいう。
- 2 この表、2の表及び別表第3において、特定案内誘導広告物とは、市内にある店舗等の広告物等で、店舗等の敷地から3キロメートル以内に設置されるものをいう。
- 3 この表に定める基準のほか、別表第1に掲げる地域種別のうち第1種地域及び第2種地域における広告物等の基準は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 一の住居又は店舗等におけるこれらの広告物の一の敷地当たりの表示面積の合計は、第1種地域においては27平方メートル以内とし、第2種地域においては47平方メートル以内とすること。
 - (2) 第1種地域においては、自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置し

ないこと。ただし、第9条各項の規定が適用される広告物等（自己用広告物を除く。）、特定案内誘導広告物並びに電柱の巻付け看板及び添架看板並びに電車又は自動車等の外面を利用する広告物にあつては、この限りでない。

(3) ネオン管を用いないものであり、かつ、点滅又は動光を伴わないものであること。

(4) 明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しないこと。

(5) 投影広告物を表示しないこと。

4 この表に定める基準のほか、別表第1に掲げる地域種別のうち第3種地域から第5種地域における広告物等の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) ネオン管を用いる場合は、点滅又は動光を伴わないものであること。

(2) 明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しないこと。

(3) 投影広告物を表示する場合は、市長が別に定める基準によること。

5 電光表示装置等を使用するものにあつては、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積として、この表の規定を適用するものとする。

2 電柱、街灯柱及び標識柱を利用するもの

広告物等の種類	地域種別	基準
電柱を利用するもの	全ての地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 巻付け看板又は添架看板に限る。 2 巻付け看板は、一の柱につき1対以内とすること。 3 添架看板は、一の柱につき1枚とすること。 4 信号機が設置されている電柱には表示し、又は設置しないこと。 5 巻付け看板は、地上から広告物等の上端までの高さを1.2メートル以上、3メートル以下とすること。 6 添架看板は、次に掲げる基準に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱から横に0.6メートルを超えてはみ出さないこと。 (2) 添架看板は、原則として道路の中心線の反対側に向けて表示し、又は設置し、かつ、地上から当該添架看板の下端までの高さは歩道上の場合は地上3メートル以上、車道上の場合は4.7メートル以上とすること。 7 同一の道路に表示し、又は設置する場合は、形状及び規模を統一すること。
街灯柱を利用するもの	全ての地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 巻付け看板、添架看板又はつり下げて表示する旗及びこれに類するもの（以下「つり下げ旗」という。）に限る。 2 巻付け看板は、一の柱につき1対以内とすること。 3 添架看板は、一の柱につき1枚とすること。 4 つり下げ旗は、一の柱につき1対以内とすること。 5 巻付け看板は、地上から広告物等の上端までの高さを1.2メートル以上、3メートル以下とすること。 6 添架看板及びつり下げ旗は、次に掲げる基準に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、街灯柱から横に0.6メートルを超えてはみ出さないこと。

		<p>(2) 原則として道路の中心線の反対側に向けて表示し、又は設置し、かつ、地上から当該添架看板及びつり下げ旗の下端までの高さは歩道上の場合は地上3メートル以上、車道上の場合は4.7メートル以上とすること。</p> <p>7 同一の道路に表示し、又は設置する場合は、形状及び規模を統一すること。</p>
標識柱 (道路標識を除く。)を利用するもの	全ての地域	<p>1 縦を0.4メートル以下とし、横を0.8メートル以下とすること。</p> <p>2 蛍光色、発光機材及び反射素材を使用しないこと。</p> <p>3 一の標識につき、1枚とすること。</p>

備考 第1種地域においては、自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置しないこと。ただし、第9条各項の規定が適用される広告物等（自己用広告物を除く。）及び特定案内誘導広告物にあつては、この限りでない。

3 電車又は自動車等の外面を利用するもの

広告物等の種類	地域種別	基準
電車又は自動車等の外面を利用するもの（共通）	全ての地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告は表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に調和したものであること。</p>
電車の外面を利用するもの	全ての地域	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 ラッピング広告以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 前面又は後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、それぞれ1件以内とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面について表示面積の合計は1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>2 ラッピング広告は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p> <p>(3) 第5条第6号に掲げる地域（トンネル部分を除く。）は走行しないこと。</p>
路線バスの外面を利用するもの	全ての地域	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 ラッピング広告以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下とし、横3メートル以下とすることとし、かつ、表示</p>

		<p>面積の合計は一の側面につき、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 後面に表示し、又は設置するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、1件以内とすること。</p> <p>2 ラッピング広告は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p> <p>(3) 第5条第6号に掲げる地域（トンネル部分を除く。）は走行しないこと。</p>
電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	全ての地域	<p>1 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下とし、横3メートル以下とすることとし、かつ、表示面積の合計は一の側面につき、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、1件以内とすること。</p> <p>4 広報車に表示する場合は、第1項から第3項までの基準は適用しない。</p>

別表第3（第10条）

古都鎌倉特定区域	基準
<p>都市計画法第8条第6号に規定する景観地区のうち鎌倉景観地区並びに鎌倉市風致地区条例第6条第1項第3号に規定する第3種風致地区のうち坂ノ下、由比ガ浜四丁目、材木座五丁目及び材木座六丁目地内</p>	<p>1 建築物の上部から突出する広告物等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>2 自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置しないこと。ただし、第9条各項の規定が適用される広告物等、特定案内誘導広告物並びに電柱の巻付け看板及び添架看板並びに電車又は自動車等の外面を利用する広告物にあっては、この限りでない。</p> <p>3 電光表示装置等を設置しないこと。ただし、第9条第2項第1号に掲げる広告物等及び第2号に掲げる広告物等（時間貸し駐車場の満空表示等、地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告塔又は広告板で、必要最小限の規模のものに限る。）であって市長が別に定める基準に適合するものは、この限りでない。</p> <p>4 投影広告物、懸垂昇降装置のある広告幕及びアドバルーンを利用した広告物等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>5 点滅又は動光を伴わないものであること。</p> <p>6 明るすぎる照度を有するLED照明等</p>

を使用しないこと。

別表第4（第43条）

区分		単位	金額
はり紙		50枚	500円
はり札		1枚	300円
立看板		1基	300円
建築物の壁面に直接表示し、又は設置するもの	照明装置のないもの	1基	1,500円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額）
	照明装置のあるもの	1基	2,400円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額）
建築物の壁面から突出するもの及び建築物の上部から突出するもの	照明装置のないもの	1基	1,500円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額）
	照明装置のあるもの	1基	2,400円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額）
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、道路を横断して設置するもの又は案内板	照明装置のないもの	1基	1,500円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額）
	照明装置のあるもの	1基	2,400円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額）
アーチ	照明装置のないもの	1基	6,000円
	照明装置のあるもの	1基	9,000円

アドバルーン	照明装置のないもの	1 個	1,000 円
	照明装置のあるもの	1 個	1,500 円
広告旗	許可期間が3月以内のもの	1 本	300 円
	許可期間が3月を超えるもの	1 本	1,500 円
電柱を利用するもの、街灯柱を利用するもの及び標識柱を利用するもの		1 枚	300 円
電車又は自動車等の外面を利用するもの		1 台	800 円

備考 はり紙の枚数が 50 枚未満であるとき又はその枚数に 50 枚未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、50 枚として計算する。

議案第 55 号

鎌倉市学校給食費に関する条例の制定について

鎌倉市学校給食費に関する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

市立小学校給食費の徴収等について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づく学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年3月条例第14号）別表第1に掲げる小学校において市が実施する法第3条第1項に規定する給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。

(学校給食の申込)

第3条 学校給食の申込等の際し、保護者等は、規則で定める書類を市長に提出するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童の保護者等から学校給食費を徴収する。
2 市長は、前項の児童以外の者に学校給食を提供した場合は、当該学校給食に係る学校給食費に相当する額を当該提供を受けた者から徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、学校給食を実施する月ごとに、4,500円以内で規則で定める額とする。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(学校給食費の納付)

第7条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条及び次項の

規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 56 号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等
策定委員会条例の制定について

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例を次のよう
に定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等の策定に関し、調査審議す
る委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
として定めるものである。

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議するため、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の廃止)

- 3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例（平成31年1月条例第27号）は、廃止する。

議案第 57 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、寄附金税額控除に係る規定及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）に係る規定を整備するとともに、雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号及び第3号中「限る」の次に「ものとし、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」を加え、同条第4号中「法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る」を「当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限るものとし、法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」に改め、同条第5号及び第6号中「限る」の次に「ものとし、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」を加え、同条第7号中「法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る」を「当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限るものとし、法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」に改め、同条第8号中「限る」の次に「ものとし、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」を加え、同条第10号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加える。

付則第8項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条第46項の割合 6分の1

付則中第23項を第26項とし、第20項から第22項までを3項ずつ繰り下げ、第19項の次に次の3項を加える。

20 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、付則第13項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

21 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、付則第14項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 22 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、付則第15項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定及び次項の規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第23条の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同条に規定する寄附金又は金銭（以下「寄附金等」という。）について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した寄附金等については、なお従前の例による。

議案第 58 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、長期優良住宅の認定申請における申請手数料を変更するものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第81項各号列記以外の部分中「第3項」を「第5項」に改め、同項第1号ア(ア)中「6,000円」を「8,000円」に、「12,000円」を「15,000円」に、「21,000円」を「25,000円」に、「31,000円」を「42,000円」に、「58,000円」を「69,000円」に、「99,000円」を「116,000円」に、「160,000円」を「190,000円」に、「200,000円」を「240,000円」に、「210,000円」を「260,000円」に改め、同号ア(イ)中「9,100円」を「11,900円」に、「18,000円」を「23,000円」に、「32,000円」を「37,000円」に、「46,000円」を「63,000円」に、「87,000円」を「104,000円」に、「150,000円」を「170,000円」に、「250,000円」を「280,000円」に、「300,000円」を「360,000円」に、「320,000円」を「390,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ア及びイ」を「ア」に改め、同号ウを同号イとし、同項第2号中「アからウまで」を「ア又はイ」に改め、同款第82項第1号中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア(ア)中「3,000円」を「4,000円」に、「6,000円」を「7,500円」に、「10,500円」を「12,500円」に、「15,500円」を「21,000円」に、「29,000円」を「34,500円」に、「49,500円」を「58,000円」に、「80,000円」を「95,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に、「105,000円」を「130,000円」に改め、同号ア(イ)中「4,550円」を「5,900円」に、「9,000円」を「11,500円」に、「16,000円」を「18,500円」に、「23,000円」を「31,500円」に、「43,500円」を「52,000円」に、「75,000円」を「85,000円」に、「125,000円」を「140,000円」に、「150,000円」を「180,000円」に、「160,000円」を「195,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ア及びイ」を「ア」に改め、同号ウを同号イとし、同項第2号中「アからウまで」を「ア又はイ」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の別表市長の部都市景観部関係の款第81項第1号アに規定する登録住宅性能評価機関による審査又は同号イに規定する住宅性能評価を受けた建築物の同項に規定する認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の別表市長の部都市景観部関係の款第82項第1号アに規定する登録住宅性能評価機関による審査又は同号イに規定する住宅性能評価を受けた建築物の同項に規定する変更認定の申請に係る手数料については、

なお従前の例による。

議案第 59 号

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

小学生及び中学生の入院及び通院に係る保険適用分医療費の自己
負担額の助成について、所得制限を撤廃するものである。

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条中「、第5条に規定する所得等の確認をするとき」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 60 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」及びうえき子どもの家「さわがに」の利用定員を改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」の項中「24人」を「36人」に改め、同表鎌倉市うえき子どもの家「さわがに」の項中「42人」を「31人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労
働省令第61号）の一部改正に伴い、関連条項の整備を行うものであ
る。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第47条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第47条）
第6章 雑則（第48条）」に改める。

第6条第1項中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」を「この号及び第6項第1号」に改め、同条第5項中「定める者」の次に「又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 62 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
の一部改正に伴い、関連条項の整備を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改め、第4章 雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第5項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「ものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機

とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の

取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項及び第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

鎌倉市企業立地等促進条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市企業立地等促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

立地促進期間が、令和 3 年度をもって終了することから、当該期間を令和13年度まで延長するとともに、深沢地域整備事業用地においてウェルネス関連産業を軽減措置の対象業種として新たに追加するものである。

鎌倉市企業立地等促進条例の一部を改正する条例

鎌倉市企業立地等促進条例（平成29年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 特定地域 鎌倉市深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいう。

第3条第1項中「平成34年3月31日」を「令和14年3月31日」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 当該立地が、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める事業のいずれかの用に供するためのものであること。

ア 特定地域

- (ア) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する大分類Eに分類されている製造業
- (イ) 日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている情報通信業
- (ロ) 日本標準産業分類に規定する大分類Iに分類されている卸売業、小売業
- (ハ) 日本標準産業分類に規定する大分類Lに分類されている学術研究、専門・技術サービス業
- (ニ) 日本標準産業分類に規定する大分類Mに分類されている宿泊業、飲食サービス業
- (ホ) 日本標準産業分類に規定する大分類Nに分類されている生活関連サービス業、娯楽業
- (ヘ) 日本標準産業分類に規定する大分類Oに分類されている教育、学習支援業
- (ヘ) 日本標準産業分類に規定する大分類Pに分類されている医療、福祉

イ 特定地域以外の地域

- (ア) 日本標準産業分類に規定する大分類Eに分類されている製造業（工業系地域において立地するものに限る。）
- (イ) 日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている情報通信業
- (ロ) 日本標準産業分類に規定する中分類75に分類されている宿泊業
- (ハ) 日本標準産業分類に規定する小分類711に分類されている自然科学研究所

第3条第2項中「前項第1号アからエまでに掲げる」を「前項第1号ア又は

イに掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 64 号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

生涯学習センターの利用区分、時間及び使用料について改定するとともに、指定管理者に行わせる業務等について規定するものである。

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市生涯学習センター条例（平成14年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表深沢学習センターの項中「常盤111番地の3」を「常盤111番地3」に改める。

第3条第1項第5号中「別表第1から別表第5まで」を「別表」に改める。

第4条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 次に掲げるセンターに関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) センターの利用の承認等に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) センターの事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

第14条を第17条とする。

第13条中「使用者は、」を削り、「滅失したとき」を「滅失した者」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定）

第16条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について教育委員会が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、教育委員会が別に規則で定める。

第12条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第12

条とする。

第9条の見出し及び同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の」に改め、同条各号を削り、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「公用若しくは公益事業のため施設等を使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、市長は、使用料」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金」に改め、同条を第10条とする。

第7条を削る。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「教育委員会が特に必要」を「特に必要がある」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の支払)

第9条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月最終月曜日（12月にあっては、28日）
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間等)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を午後10時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

4 センターの利用時間は、利用の承認を受けた時間とし、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条及び第9条）

1 集会室等利用料金の上限額

名称	区分	9時から 11時まで	11時30分 から13時 30分まで	14時から 16時まで	16時30分 から18時 30分まで	19時から 21時まで	21時から 22時まで	全日
鎌倉 生涯 学習 センター	第1集会室	円 600	円 600	円 600	円 600	円 600	円 300	円 3,600
	第2集会室	400	400	400	400	400	200	2,400
	第3集会室	400	400	400	400	400	200	2,400
	第4集会室	500	500	500	500	500	250	3,000
	第5集会室	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	580	6,960
	第6集会室	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	630	7,560
	第7集会室	620	620	620	620	620	310	3,720
	音楽室	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	850	10,200
	和室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	700	8,400
	美術制作室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	700	8,400
	腰越 学習 センター	第1集会室	400	400	400	400	400	200
第2集会室		300	300	300	300	300	150	1,800
第3集会室		800	800	800	800	800	400	4,800
第4集会室		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	12,000
和室		300	300	300	300	300	150	1,800
美術制作室		1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	530	6,360
料理実習室		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
深沢 学習	第1集会室	860	860	860	860	860	430	5,160

センター	第2集会室	860	860	860	860	860	430	5,160
	第3集会室	400	400	400	400	400	200	2,400
	第4集会室	600	600	600	600	600	300	3,600
	第5集会室	400	400	400	400	400	200	2,400
	第6集会室	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	1,100	13,200
	和室	800	800	800	800	800	400	4,800
	料理実習室	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
大学船 学習 センター	第1集会室	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	560	6,720
	第2集会室	600	600	600	600	600	300	3,600
	第3集会室	560	560	560	560	560	280	3,360
	第4集会室	560	560	560	560	560	280	3,360
玉縄 学習 センター	第1集会室	880	880	880	880	880	440	5,280
	第2集会室	720	720	720	720	720	360	4,320
	第3集会室	300	300	300	300	300	150	1,800
	第4集会室	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
	和室	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	6,000
	料理実習室	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
玉縄 学習 センター 分室	第1集会室	880	880	880	880	880	440	5,280
	第2集会室	560	560	560	560	560	280	3,360
	第3集会室	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	6,000

2 ホール・楽屋利用料金の上限額

名称	区分		9時から12時まで	13時から16時まで	17時から21時まで	21時から22時まで	全日	
			円	円	円	円		
鎌倉 生涯 学習 センター	ホール	入場料 (会費) を徴収するもの	平日	20,250	20,250	32,400	8,100	72,900
			日曜日 土曜日 休日	26,250	26,250	43,000	10,750	95,500
		入場料 (会費) を徴収しないもの	平日	8,100	8,100	13,000	3,250	29,200
			日曜日 土曜日 休日	10,500	10,500	17,200	4,300	38,200
	楽屋			1,650	1,650	2,640	660	5,940

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

3 ギャラリー利用料金の上限額

名称	区分		全日	
鎌倉生涯学習センター	ギャラリー	入場料（会費）を徴収するもの	全フロア 56,000円	
		入場料（会費）を徴収しないもの	全フロア	28,000
			A室	7,000
			B室	7,000
			C室	7,000
			D室	7,000

備考 A室、B室、C室及びD室とは、ギャラリーを4分し、それぞれの部分を利用するときの各室をいう。

4 附属設備利用料金の上限額

附属設備の種類に応じ規則で定める額

別表第2から別表第5までを削る。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の改正規定、第13条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定（第16条に係る部分に限る。）及び付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 施行日前に改正前の第5条の規定によりなされた使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の第7条の規定によりなされた利用の承認とみなす。
- 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

（公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正）

- 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会	5人以内
-----------------------	------

議案第 65 号

鎌倉国宝館条例等の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉国宝館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公の施設における受益と負担の公平性や公正性の確保や、教育・文化の振興のため、使用料等を徴収している一部施設について、その料金等を改正するものである。

鎌倉国宝館条例等の一部を改正する条例

(鎌倉国宝館条例の一部改正)

第1条 鎌倉国宝館条例（昭和27年8月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する者については、この限りでない。

別表中「300円」を「400円」に、「210円」を「300円」に、「100円」を「150円」に、「70円」を「100円」に改める。

(文学館条例の一部改正)

第2条 鎌倉市文学館条例（昭和60年7月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

(青少年会館条例の一部改正)

第3条 鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「450円」に、「200円」を「250円」に、「500円」を「600円」に、「100円」を「150円」に、「600円」を「900円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 使用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数を1時間として計算する。

(鐫木清方記念美術館条例の一部改正)

第4条 鎌倉市鐫木清方記念美術館条例（平成10年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

別表第1の1 美術館の利用に係る利用料金の上限額の表中「10,280円」を「15,420円」に改める。

別表第1の2 観覧に係る利用料金の上限額の表を次のように改める。

2 観覧に係る利用料金の上限額

区分	企画展		特別展	
	個人	団体（20人以	個人	団体（20人以

		上)		上)
一般	1人につき 300円	1人につき 210円	1人につき 450円	1人につき 310円
小学生及び中学生	同 150円	同 100円	同 220円	同 150円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

別表第2中「1,000円」を「1,500円」に、「5,000円」を「7,000円」に改める。

（川喜多映画記念館条例の一部改正）

第5条 鎌倉市川喜多映画記念館条例（平成21年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する者の観覧（展示の観覧に限る。）に係る料金については、この限りでない。

（鎌倉歴史文化交流館条例の一部改正）

第6条 鎌倉歴史文化交流館条例（平成29年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

別表中「300円」を「400円」に、「100円」を「150円」に、「210円」を「300円」に「70円」を「100円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉国宝館条例第5条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鎌倉市文学館条例第8条第1項の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の鎌倉市青少年会館条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 5 第4条の規定による改正後の鎌倉市鏑木清方記念美術館条例第8条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の利用又は観覧に係る料金について適用し、施行日前の利用又は観覧に係る料金については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の鎌倉市川喜多映画記念館条例第8条第1項の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。
- 7 第6条の規定による改正後の鎌倉歴史文化交流館条例第9条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 66 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第10号）

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,460,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年（2021年）12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	9,661,185	605,062	10,266,247
	5 国庫負担金	6,974,112	368,874	7,342,986
	10 国庫補助金	2,656,870	236,188	2,893,058
70	寄附金	1,227,341	1,750	1,229,091
	5 寄附金	1,227,341	1,750	1,229,091
80	繰越金	790,045	127,879	917,924
	5 繰越金	790,045	127,879	917,924
90	市債	2,408,600	67,000	2,475,600
	5 市債	2,408,600	67,000	2,475,600
	歳 入 合 計	63,659,229	801,691	64,460,920

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	7,983,981	41,100	8,025,081
	5 総務管理費	6,329,851	41,100	6,370,951
15	民生費	26,786,370	3,633	26,790,003
	10 児童福祉費	11,964,988	3,633	11,968,621
20	衛生費	6,518,657	633,634	7,152,291
	5 保健衛生費	2,548,504	633,634	3,182,138
35	商工費	447,686	10,000	457,686
	5 商工費	447,686	10,000	457,686
45	土木費	7,441,372	7,000	7,448,372
	5 土木管理費	1,565,322	7,000	1,572,322
55	教育費	6,239,897	106,324	6,346,221
	5 教育総務費	2,236,359	10,999	2,247,358
	10 小学校費	1,371,558	2,550	1,374,108
	15 中学校費	556,641	1,350	557,991
	20 社会教育費	1,706,739	20,902	1,727,641
	25 保健体育費	368,600	70,523	439,123
	歳 出 合 計	63,659,229	801,691	64,460,920

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	615,721
30 農林水産業費	05 農業水産業費	農道整備事業	82,918
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 032-000 号線)	44,385
50 消防費	05 消防費	高機能消防指令センター修繕事業	9,174
55 教育費	20 社会教育費	中央図書館空調機修繕事業	19,602
55 教育費	25 保健体育費	海浜公園水泳プール設備整備事業	69,792

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎等整備基本計画及び 現在地利活用基本構想策 支援等業務事業費	令和3年度から 令和4年度まで	千円 5,005
鎌倉芸術館 管理運営事業費	令和3年度から 令和8年度まで	788,415
市民活動センター 管理運営事業費	令和3年度から 令和6年度まで	39,000
鎌倉子育て支援センター 及び深沢子育て支援センタ 管理運営事業費	令和3年度から 令和8年度まで	75,915
大船子育て支援センター 管理運営事業費	令和3年度から 令和8年度まで	36,570
玉縄子育て支援センター 管理運営事業費	令和3年度から 令和8年度まで	35,250
放課後子どもひろば・ おさか子どもの家「ひばり」 管理運営事業費	令和3年度から 令和8年度まで	142,165
カン・ビン収集及びコンテナ 配布業務委託事業費	令和3年度から 令和6年度まで	401,477
今泉クリーンセンター粗大ごみ 収集運搬業務委託事業費	令和3年度から 令和4年度まで	10,412
名越クリーンセンター粗大ごみ 収集運搬業務委託事業費	令和3年度から 令和4年度まで	20,754
海水浴場監視所・ 仮設トイレ等賃借料	令和3年度から 令和4年度まで	19,800

混雑可視化マップシステムの構築及び運用・保守事業費	令和3年度から 令和4年度まで	13,066
道路維持修繕事業費 (市道067-000号線)	令和3年度から 令和4年度まで	26,180
道路維持修繕事業費 (市道003-007号線)	令和3年度から 令和4年度まで	18,766
河川維持修繕事業費 (普通河川二階堂川)	令和3年度から 令和4年度まで	24,717
生涯学習施設予約システム改修事業費	令和3年度から 令和4年度まで	5,714
海浜公園水泳プール 管理及び監視事業費	令和3年度から 令和4年度まで	27,669

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業費	千円 182,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 249,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合計	2,408,600				2,475,600			